

○医療費控除に関する明細書の提出義務化について

【医療費控除を適用される方へ】

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

※税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間の保存が必要です。

※提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます（例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など）。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

○医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について

【セルフメディケーション税制】

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける方は、①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出及び②適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出または提示が必要となります。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

医療費控除やその特例の詳細については、国税庁ホームページ等でご確認ください。

○社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

平成29年分の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、

マイナンバー（12桁）の記載が必要です！

本人確認書類の提示または写しの添付が必要です！

【本人確認（番号確認及び身元確認）を行うときに使用する書類の例】

例1 マイナンバーカード（番号確認と身元確認）

例2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

※控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

○公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

【公的年金等を受給されている方へ～確定申告不要制度のお知らせ～】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。